

岩手県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者			変更年月日
名 称	住所又は事務所の所在地		
	変更前	変更後	
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	東京都港区北青山二丁目14番 4 号	令和 8 年 7 月 21 日